

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 3年内取得価額課税の選択適用

Q：相続税における「取得価額による課税の特例」が廃止されましたが、一定の期間に開始した相続については、この特例を適用することもできると聞きました。内容を教えてください。

A：「取得価額による課税の特例」は、平成8年1月1日以後に開始する相続に係る相続税については、適用されないこととされましたが、平成8年1月1日から平成8年3月31日までの間に開始する相続に係る相続税については、納税者の選択により、この特例を適用することができます。

この特例の適用の選択は、相続等により財産を取得した者ごとに行いますから、この特例の適用を選択できる者が2人以上いる場合に、そのうちの一部の者のみがこの特例の適用を選択することもできます。

この特例の適用を選択しようとする者は、相続税の申告書（期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含みます。）にこの特例の適用を受けようとする旨を記載することとされていますので、この特例の適用を選択することにより、相続税額が算出されないこととなる場合であっても、相続税の申告書を提出しなければなりません。

この特例を適用した方が有利となるのは、ごくまれだと思われます。

